

大津市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

国、県、市、事業者等が連携・協力し、

発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

ポイント

- ①法律（特措法）に基づく初めての行動計画
- ②特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策実施上の留意点

- ①基本的人権の尊重
- ②危機管理としての特措法の性格
- ③関係機関相互の連携協力の確保
- ④記録の作成・保存

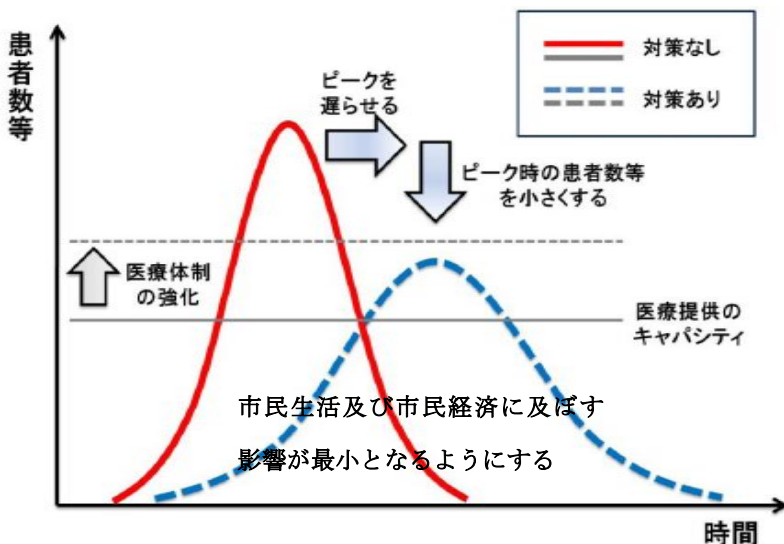
流行規模・被害想定

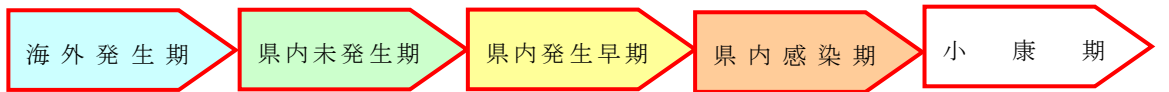
- ①発症者数：8.5万人（発症率 25%）
- ②医療機関受診者数：3.5～6.7万人
- ③死亡者数：450～1,700人
- ④従業員の欠勤：最大 40%

（ピーク時の約2週間）

取組みの経緯

- ①H21.4 大津市新型インフルエンザ行動計画暫定版策定
- ②H21.9 大津市新型インフルエンザ行動計画策定
- ③H24.5 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
- ④H26.6 大津市新型インフルエンザ等対策行動計画策定





	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	①市内発生の遅延と早期発見 ②体制の整備	①市内発生の遅延と早期発見 ②体制の整備	①市内の感染拡大を抑制 ②適切な医療提供 ③体制の整備	①医療体制の維持 ②健康被害の最小化 ③市民生活・経済の影響を最小化	①市民生活・経済の回復 ②第二波の備え
実施体制	①体制の強化	①危機警戒本部の設置 ②対策本部の設置 (緊急事態宣言時)	①対策本部の設置 (緊急事態宣言時)	①対策本部の設置 ②代行・応援の対応	①対策本部の廃止
サーベイランス・情報収集	①情報収集 ②サーベイランスの実施	①情報収集 ②サーベイランスの強化	①情報収集 ②サーベイランスの強化 ③調査・研究	①情報収集 ②サーベイランス強化維持	①情報収集 ②通常のサーベイランス
情報提供・共有	①情報提供 ②情報共有 ③コールセンターの設置	①情報提供 ②情報共有 ③コールセンターの設置	①情報提供 ②情報共有 ③コールセンターの設置	①情報提供 ②情報共有 ③コールセンターの継続	①情報提供 ②情報共有 ③コールセンターの縮小
予防・まん延防止	①まん延防止対策の準備 ②水際対策の協力	①まん延防止対策の準備 ②水際対策の協力	①まん延防止対策 ②水際対策の見直し	①まん延防止対策 ②水際対策の見直し	
予防接種	①特定接種の準備、実施 ②住民接種の準備	①特定接種の実施 ②住民接種の準備	①住民接種の実施	①住民接種の実施	①住民接種の検討
医療	①症例定義等の周知 ②医療体制の整備 ③相談センターの設置 ④医療機関への情報提供 ⑤抗インフルエンザウイルス薬の使用等	①医療体制の整備 ②相談センターの設置 ③患者への対応 ④医療機関への情報提供 ⑤抗インフルエンザウイルス薬の使用等	①医療体制の整備 ②患者への対応 ③医療機関への情報提供 ④抗インフルエンザウイルス薬の適正使用	①患者への対応 ②医療機関への情報提供 ③在宅療養患者支援 ④緊急事態宣言がされている場合の措置	①通常の医療体制
市民生活及び市民経済の安定の確保	①事業者への対応 ②遺体の安置対策	①事業者への対応 ②遺体の安置対策	①市民への呼びかけ ②事業者への呼びかけ ③水道ガス下水道の安定供給 ④価格の安定	①市民への呼びかけ ②事業者への呼びかけ ③水道ガス下水道の安定供給 ④価格の安定 ⑤要援護者への支援 ⑥火埋葬の特例	①市民への呼びかけ ②事業者への呼びかけ